

鳥取県公報

平成 26 年 8 月 15 日 (金) 第8624号

毎週火・金曜日発行

			目	次
\Diamond	告 <i>元</i>	元	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(603) 大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件)(60 国土調査の成果の認証(606)(農地・水保全課)・・ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(607 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(607 特定居宅サービス事業者の指定(609)(東部福祉保保 指定所護予防サービス事業者の指定(610)(″)・・ 介護老人保健施設の開設の許可(611)(″)・・・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するア	(4・605) (経済産業総室)・・・・2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			ビス事業者の指定 (612) (〃)・・・・・・・・・ 土地改良区の役員の就退任 (613) (東部農林事務所)	
\Diamond	労委告	示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等(1)・	
\Diamond	調達公告	告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課)・・・	8
			落札者の決定(消防防災航空センター)・・・・・・	

示

鳥取県告示第603号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置 するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月15日

鳥取県知事 平 井 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県企業の子育て推進力調査	企業の子育て推進力調査及び事例	平成26年8月15日	子育て王国推進局
及び事例集作成業務委託公募型	集作成業務に係る受託事業者の選	から同年9月30日	子育て応援課
プロポーザル審査会	定に関する事項	まで	

鳥取県告示第604号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同 法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 テックランドNew鳥取東店
 - 鳥取市大杙217外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 変更前 (仮称) テックランド鳥取2号店 鳥取市大杙217外
 - 変更後 テックランドNew鳥取東店 鳥取市大杙217外
- 4 変更年月日
 - 平成25年12月13日
- 5 変更する理由
 - 大規模小売店舗の名称が確定したため
- 6 届出年月日
 - 平成26年8月6日
- 7 縦覧に供する書類
 - 大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
 - 平成26年8月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
 - 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済·雇用戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第605号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者か ら同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年8月15日

鳥取県知事 平 井 沿

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルワ後藤店

米子市米原1480-2、1480-7、1480-15

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 坂口合名会社 代表社員社長 坂口 清太郎 米子市尾高町66
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 山京後藤駅前店 米子市米原1480-2、1480-7、1480-15 変更後 マルワ後藤店 米子市米原1480-2、1480-7、1480-15

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 株式会社山京 代表取締役 安食 吉志也 島根県松江市平成町182-17 変更後 株式会社マルワ渡辺水産 代表取締役 渡辺 隆一 兵庫県美方郡新温泉町芦屋365

4 変更年月日

平成26年7月31日

5 変更する理由

大規模小売店舗の名称及び小売業を行う者の変更をしたため

6 届出年月日

平成26年7月31日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成26年8月15日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局 米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第606号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したの で、同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者	調査を行った時	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日	
の名称	期	及木・ク石が			
西伯郡南部町	平成22年度及び	南部町(倭の一部)の地籍図	南部町倭の一部	平成26年8月15日	
	平成23年度	及び地籍簿			
"	平成22年度から	南部町(八金の一部)の地籍	南部町八金の一部	"	
"	平成24年度まで	図及び地籍簿		"	
"	,,	南部町(池野の一部)の地籍	南部町池野の一部	"	
"	"	図及び地籍簿		"	

鳥取県告示第607号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示す

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年9月30日までの間、インターネットを利用する方法により公 衆の縦覧に供する。

平成26年8月15日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

- 1 申請のあった年月日
 - 平成26年7月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あかね
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - 理事長 藤井 利津子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

る事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 倉吉市関金町関金宿199
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障害児(者)・高齢者及び地域の子どもに対して、地域で共に安心して生活できる支援に関す

鳥取県告示第608号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示す

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 及び活動予算書は、平成26年9月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年8月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人共生会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 石田 博己
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 米子市彦名町2028
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は障がいのある方に、働く場所や日中を過ごす場を提供すること等に関する事業を行い、併せてそ

れらの事業に地域資源を活用することにより、地域に根ざした活動を行い、地域の活性化及び障がいのある方 の自立、福祉の向上に寄与する事を目的とする。

鳥取県告示第609号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の名	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類	
名	称	所在地	11年十月日	y こハV/1里規	
愛真ケア株式会社	訪問介護愛真ケア	鳥取市岩倉250-12	平成26年8月1日	訪問介護	
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターふ	鳥取市布勢422-3	"	訪問入浴介護、通	
	せ		,,	所介護	
鳥取医療生活協同	わかさ生協診療所訪問	八頭郡若桜町大字若	"	訪問リハビリテー	
組合	リハビリテーション	桜1200-1	"	ション	

鳥取県告示第610号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 成 樹

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の名	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
名	称	所在地	11年十月日	り一しへの種類
愛真ケア株式会社	訪問介護愛真ケア	鳥取市岩倉250-12	平成26年8月1日	介護予防訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターふ	鳥取市布勢422-3		介護予防訪問入浴
	せ		"	介護、介護予防通
				所介護
鳥取医療生活協同	わかさ生協診療所訪問	八頭郡若桜町大字若	,,	介護予防訪問リハ
組合	リハビリテーション	桜1200-1	"	ビリテーション

鳥取県告示第611号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、 同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 成 樹

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人アスピオス	介護老人保健施設まさたみの郷	鳥取市杉崎596	平成26年7月25日

鳥取県告示第612号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 成 樹

	名	称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
2	特定非	営利活	鳥取市瓦町	明日葉	鳥取市瓦町601	自立訓練(生活	平成26年8月
į	動法人スペル		601			訓練)、就労継	1 日
						続支援B型	

鳥取県告示第613号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任 し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年8月15日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 功 智頭町大字埴師473 IJ 國 政 隆 昭 智頭町大字西宇塚159 IJ 黒 岩 胤 夫 智頭町大字大背687 谷 口 陽一郎 智頭町大字真鹿野67 河 村 博 恭 智頭町大字埴師750 監 事 竹 下 善一郎 智頭町大字奥本13 智頭町大字三吉466-1 IJ 藤木貞義 平成26年7月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

功 理 事 小 林 智頭町大字埴師473 黒 岩 胤 夫 智頭町大字大背687 谷 口 陽一郎 智頭町大字真鹿野67 IJ 藤木貞義 智頭町大字三吉466-1 小川啓介 智頭町大字河津原147 草刈章博 智頭町大字埴師646-1 竹 下 善一郎 監 事 智頭町大字奥本13 IJ 河 村 博 恭 智頭町大字埴師750 小 林 敏 郎 智頭町大字早瀬331

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第1号

平成26年7月28日就任 任期4年

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あっせ ん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成26年8月15日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

	氏		名	住 所	現	職	等	委嘱年月日
石	黒		豊	境港市	鳥取県労働委員会	会委員		平成25年5月13日
					元鳥取県議会議員	1		
太	田	正	志	米子市	鳥取県労働委員会	会委員(会長)		<i>))</i>
					弁護士			"
河	本	充	弘	鳥取市	弁護士			"
					元鳥取県労働委員	員会委員		"
竹	本	英	雄	"	鳥取地方最低賃金	金審議会委員		<i>y</i>
				,,	元鳥取県労働委員	員会事務局長		"
長	井	VV	ドみ		鳥取地方裁判所目	民事調停委員		
				"	鳥取簡易裁判所目	民事調停委員		y,
				<i>"</i>	鳥取家庭裁判所家	家事調停委員		"
					税理士			

濱 田	由紀子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員(会長代理)	
			弁護士	JJ
松田	道昭	東伯郡	元鳥取県労働委員会委員	,,
			元鳥取県議会議員	JJ
三 谷	裕次郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員	
			弁護士	II
吉谷	康 子		鳥取県労働委員会委員	
			鳥取地方裁判所民事調停委員	
		"	鳥取簡易裁判所民事調停委員	IJ.
			鳥取家庭裁判所家事調停委員	
			税理士	
安養寺	淑 枝	,,	鳥取県労働委員会委員	,,
		"	元トミタ電機労働組合執行役員	JJ
五十嵐	美知義		鳥取県労働委員会委員	
		"	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	JJ
池内	保 子		鳥取県労働委員会委員	
		"	元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会	n,
			事務局長	
小 椋	昌 美	東伯郡	鳥取県労働委員会委員	
			JAM社員鳥取地区協議会議長	JJ
田中	穂	"	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	"
松崎	浩 哉	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行	
			委員長	JJ
本 川	博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員	"
			全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	,,,
若 槻	千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行	"
			委員	"
稲 井	幾子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員	
			株式会社いない取締役副社長	JJ
江 尻	敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員	
			共和水産株式会社執行役員海務部長	JJ
柴 田	耕志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局次長	11
松本	順次	米子市	米子商工会議所専務理事	平成26年5月1日
宮城	定幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員	平成25年5月13日
			一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	
山内	啓 介	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	平成26年6月11日
和 田	好 生		鳥取県労働委員会委員	平成25年5月13日
		"	元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	
田栗	正之	"	鳥取県労働委員会事務局長	平成26年4月1日
佐々木	登美雄	"	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年1月1日

達 公 告 調

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)) 第167条の5の2の

規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づ き、次のとおり公告する。

平成26年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

トリピーネットパソコン賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

- (4) 履行期間
 - ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年12月5日(金)

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。ただし、平成27年度以降において、この公告に示 した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除で きるものとする。

(5) 入札書の記載方法

入札者は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(36月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を見積もるものとし、消費税及び地方消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。) から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの とする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分そ の他の費用を含む。) 及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。) を有す る者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、この業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月2日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 本公告に示した物品を1の(4)のアの期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物 品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者で あること。
- (4) 平成26年8月15日(金)から同年9月22日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部警務部会計課予算係 電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年8月15日(金)から同月25日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年9月22日(月)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月19日(金)午後5時ま でとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、納入しようとす る物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成26年 9月5日(金)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければなら ない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を 入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年 鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める 担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。 この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付 に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月15日

鳥取県消防防災航空センター所長 和 田 博 之

- 1 調達件名及び数量 消防防災へリコプターの代替機 (賃借期間 56日間) 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 札 平成26年7月31日 3 落 日
- 4 落札者の名称及び所在地 朝日航洋株式会社岡山営業所

岡山県岡山市北区野田屋町二丁目6-22

- 39,258,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 札 金 額
- 6 入 札 公 告 日 平成26年7月11日
- 札 方 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県消防防災航空センター

及び所在地 鳥取市湖山町北四丁目344-2